

ワンズオフィス社 労士事務所 / ワンズライフコンパス
マンスリーニュース
～ 公的年金シミュレーター / コロナ陽性で傷病手当金～
2022 / 8 / 26 282号

ワンズオフィス社 労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717

I. 公的年金シミュレーターの紹介

定年後再雇用社員が働く日数や時間を考えるときや、パート社員が社会保険に加入する時、年収や保険料負担と、将来自分が受け取る年金額を簡単に試算できると、イメージが持てると思います。厚生労働省が「公的年金シミュレーター」をウェブで試験運用を開始しており、PCでもスマートフォンでも操作可能です。基本的には、自分で自分の年金を試算する想定ですので、社員に紹介して生活設計と就労のバランスを考えてもらうことに使えます。

一方で、年金受給開始前の経営者がご自身の受給をいくつかから受け取るか繰下げ受給のシミュレーションにも使えます。

① 再雇用予定者が年金を含めた収入を考えると



高年齢の社員が老齢年金を受給しながら働くとき、定年後再雇用で働く給与等を入力することで、自分の老齢年金と給与等のバランスを考えることができます。

手順は、誕生月に被保険者に送られてくる「ねんきん定期便」に印字されている二次元コードを読み込んで、生年月日を入力すると、年金見込み額が表示されます。次にスライダーを操作しながら、設定を簡単に変更して年金額を視覚的に確認することができます。

尚、「ねんきんネット」に登録している人は、「ねんきんネット」から「年金定期便」をダウンロードでき、そこから二次元コードを読み取って、自分の年金情報にアクセスすることができます。今後は、源泉徴収をされる税金などの情報ももりこまれる予定です

② 短時間パートが社保加入した時の年金予想額を考えると

社会保険の対象者については、令和4年10月から短時間労働者（週20時間以上30時間未満の人）への適用拡大があります。令和4年9月末までは被保険者が501人以上の適用事業者が対象で、令和4年10月からは、101人以上500人未満の適用事業所において、週

20 時間以上働く等の要件に該当するパート等は新たに被保険者になります。この新被保険者の方々は、本人と事業主の保険料負担が発生する一方で、健康保険の傷病手当金等が受給できます。そして将来の老齢年金が増えますので、新たに被保険者になる前には、どれくらい老齢年金が増えるか把握しておきたいのではないかと思います。そこで「公的年金シミュレーター」を使って今後の働き方（年収や働く上限年齢等）を入力すると、将来受け取れる年金の予測ができるようになっています。公的年金シミュレーターについては厚生労働省のウェブページでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html

Ⅱ コロナにかかった社員の対応（コロナの症状がある人や陽性者の傷病手当金）

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株への置き換わりと感染拡大によって、社員がコロナに感染して会社を休むケースが増えていると思います。

自分が感染したかもしれないと思った時、重症化リスクの少ない若年若者については、検査キットを使って自主検査をし、行政が配置した健康フォローアップセンター等（名称は地域で異なります）へ連絡し、医療機関の受診を待たずに自宅療養をしながら健康観察を受ける方法が想定されています。

例えば東京都では、20 歳代から 40 歳代で重症化リスクが少ない人であれば、ウェブサイトで検査キットを申し込んで、これを使って自宅で検査を行える方法があります。検査の結果が陽性となってしまった時は「東京都陽性者登録センター」に連絡するか、「オンライン診療を含む診療・検査医療機関」の案内によって受診するか選択をします。受診などを希望せずに自宅療養をする人で、療養中に体調変化があったときは「うちサポ」へ相談することができます。東京都福祉保健局の関連ページです。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/youseitouroku.html

コロナの陽性者が、会社を休んだ時、傷病手当金は、「連続して 3 日間の待期があること、報酬を受け取っていない日であること、療養のため労務をしていない日であること」であれば、被保険者は医師の意見書と賃金の支払いがないことの事業主の証明書を添付のうえ請求すると、4 日目から給付がうけられます。有給休暇や会社独自の休暇がない人は傷病手当金申請をすることが考えられます。

そこで、自主検査をして、陽性反応が出て「東京都陽性者登録センター」に登録し、自宅療養をした人は、傷病手当金の申請に必要な医師の意見欄を医師に記載してもらうことができません。お住まいを管轄する保健所のホームページに宿泊・自宅療養証明書を発行する手続きが掲載されていますので、問い合わせをお願いします。自宅療養証明書が入手できたら、自分で作成した療養申立書も付けて協会けんぽに申請します。なお、協会けんぽ東京に「医師の意見書がなく、自宅療養証明書と療養申立書で給付がされるかどうか？」を問い合わせたところ、「口頭の回答はできないので、まずは書面をそろえて申請してほしい。」とのことでした。

Ⅲ. 9月の事務トピックス

社会保険料を当月天引きにしている事業所で、算定基礎届によって標準報酬月額が改定になった人は 9 月の給与天引きから保険料が変更になります。（翌月天引きの事業所は 10 月から天引き変更）